

令和2年5月21日午後6時0分執行
執行者 警視庁 下嶋 警察署
執官氏 司後警署警察部

令和2年特(わ)第858号

東京地・区検	
検察官	

勾留 令和2年3月13日

起訴 令和2年3月31日

勾留期間更新決定

被告人 相嶋 静夫

勾留罪名 外国為替及び外国貿易法違反

起訴罪名 外国為替及び外国貿易法違反

被告人に対する勾留は、同人につき下記 2, 3 の理由があ
 って、なおこれを継続する必要があると認められるので、令和2年5月31日から、
 その期間を更新する。

記

- 1 定まった住居を有しない。
- 2 罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 3 逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 4 死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものである。
- 5 常習として長期3年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものである。
- 6 氏名又は住居が分からない。
- 7 禁錮以上の刑に処する判決の宣告があったものである。

令和2年5月21日

東京地方裁判所刑事第14部

裁判官 藤井俊彦



1826

